



堺シュライクス電気ご利用にあたっての重要事項説明書

本書では、リエゾンエナジーがお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認願います。

1. ご契約に関するご注意

- ・ 小売電気事業者は、以下の通りです。
株式会社 Loop (登録番号：A0010) 住所：東京都台東区上野 3-24-6 上野フロンティアタワー22 階
- ・ 当サービスは、一般送配電事業者が管轄する東京電力管内、関西電力管内へ提供するサービスです。
- ・ あらかじめ当社の「供給約款」をご承認のうえ、当社所定の様式によってお申込みをいただきます。ただし、当社が認める場合には電話等によるお申込みを受付する事があります。
- ・ 当社にて、小売電気事業者の切替手続きを行います。(お客様自身による現在ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは不要です)
- ・ 当社にて堺シュライクス電気への切替準備が完了した日をご契約成立日となります。具体的にご契約成立日は、「ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
- ・ お申込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。お申込みの撤回手続きが間に合わない場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客様自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約の手続きを行っていただく必要があります。その場合、当社への切替日から、元の小売電気事業者へ戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。
- ・ お申込み前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項をご確認されることをお勧めいたします。例えば、以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。
①違約金の発生(複数年契約等で現在ご契約期間中の場合) ②ポイント等の失効 ③過去の電気使用量に関する照会不可 ④継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア ⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了
- ・ ご使用開始日(料金の適用開始日)は、切替手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。具体的な使用開始日は別途郵送する「ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
- ・ お客様の「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービスの提供ができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

2. ご利用料金に関するご注意

- ・ ご利用料金および算定方法は、本書末尾の「堺シュライクス電気」の利用料金計算方法および料金表をご覧ください。
- ・ 電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき「堺シュライクス電気」の料金表にて計算します。なお、電気料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までとします。
- ・ 基本料金は、ご契約アンペア数により決定いたします。ただし次の一般送配電事業者が管轄するエリアに関してはご契約アンペアの設定がないため、一律で基本料金がかかります。(関西エリア)
- ・ 料金は基本料金と、従量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、燃料費調整額を差し引いた又は加えたものとします。※燃料調整費とは、電気の供給に必要な燃料費の価格変動に応じて単価を毎月設定し、ご使用量の単価を乗した、燃料調整費を請求いたします。※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、電気をご利用される全てのお客様からご使用量に応じて、国が定めた基準で毎年決定されている単価を乗した額を請求いたします。
- ・ 堺シュライクス電気のご請求書は、mail でお客様があらかじめ設定したアドレスにお送ります。紙請求書の発行をご希望される場合、紙請求書発行手数料として、1 請求書あたり 150 円(税別がかかります)。
- ・ 毎月の電気料金は、口座振替、クレジットカード払いでお支払いいただけます。
- ・ お客様が電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れ、それにより当社に損害が発生した場合、当該損害をお客様に請求いたします。

3. 工事等に関するご注意

- ・ お客様の電気メーターがアナログメーターの場合は、スマートメーターに取り替える必要があります。取替工事は、所轄の一般送配電事業者から請け負った工事会社が行います。その際にお客様の土地または建物へ立ち入ります。
- ・ 電気メーターは一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、本工事以外にお客様の希望で行う工事については、所轄の一般送配電事業者の託送供給約款に基づき工事費用が発生する場合があります。
- ・ 工事日について事前に工事会社よりお客様に連絡があります。現地の状況によりお客様の立ち合いが必要となる場合があります。
- ・ 本設置工事の間、原則として停電することはありません。やむを得ず停電工事になる場合には、事前に工事会社より連絡があります。

- 一般送配電事業者の電気工作物（電気メーター、引き込み線など）やお客様の電気工作物に異常、もしくは故障がある場合には、お客様より一般送配電事業者にご連絡をお願いします。

4. 当社からの契約の解約について

- お客様が次のいずれかに該当する場合、当社はおお客様との電気供給に関する契約を解約することができます。この場合は、原則として、解約の15日前にお客様に通知いたします。
 - ① お客様が料金の支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ② お客様が支払いを要することとなった料金以外の債務（損害賠償金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - ③ お客様がその他、電気供給約款に違反した場合
 - ④ お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- 「堺シュライクス電気」の契約期間中に発生した料金その他の債権債務は、契約を解約した場合でも消滅しません。

5. お客様からの契約の解約について

- 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- 当社から他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、当社に解約の手続きをする必要はありません。新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- 移転等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて10日前までにお申し出ください。お申し出を10日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客様負担となる場合がございます。
- 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客様からご負担いただく場合があります。

6. その他

- 契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。
- 供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。周波数は次の通りです。 東京エリア：50Hz 関西エリア：60Hz
- 契約電流、契約容量は原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量にのっとり設定を行います。
- お客様の都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、当社もしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただくことがあります。※当社が一般送配電事業者から請求された清算金のみ実費で請求いたします。
- 当社への申し込みと同時に契約電流を変更する事はできません。
- 「堺シュライクス電気」へお申込みのお客様の情報を、株式会社つくろう堺市民球団と共同利用いたします。株式会社つくろう堺市民球団との共同利用の範囲は次の通りです。
 - ① 共同利用するお客様情報 住所、電話番号
 - ② 利用目的 堺シュライクス電気業務遂行の為
- この書面に記載の供給条件は、当社の「電気供給約款」に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての根拠を記載している物ではありません。詳細事項は、当社のホームページより「電気供給約款」「プライバシーポリシー」をご覧ください。

ご利用料金の計算方法

以下の方法で計算されます。



※燃料調整費とは、電気の供給に必要な燃料費の価格変動に応じて単価を毎月設定し、ご使用量の単価を乗じた、燃料調整費を請求いたします。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、電気をご利用される全てのお客様からご使用量に応じて、国が定めた基準で毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。

堺シュライクス電気料金表

2019年11月以降

■堺シュライクス電気 B (東京)

区分		参考 従量電灯 B	堺シュライクス電気
基本料金	1 契約 10 アンペアにつき	286.0 円	286.0 円
電力量 料金 (1kWh)	最初の 120kWh まで	19.88 円	19.88 円
	120 k Wh~300kWh まで	26.48 円	25.26 円
	300kWh 超過	30.57 円	29.54 円

■堺シュライクス電気 C (東京)

区分		参考 従量電灯 C	堺シュライクス電気
基本料金	1 契約 1 キロボルトアンペアにつき	286.0 円	286.0 円
電力量 料金 (1kWh)	最初の 120kWh まで	19.88 円	19.88 円
	120 k Wh~300kWh まで	26.48 円	25.26 円
	300kWh 超過	30.57 円	29.54 円

■堺シュライクス電気 A (関西)

区分		参考 従量電灯 A	堺シュライクス電気 区分	堺シュライクス電気
基本料金	最初の 15kWh まで	341.02 円	最初の 15kWh まで	341.02 円
電力量 料金 (1kWh)	15kWh~120kWh まで	20.32 円	~100kWh まで	22.08 円
	~300kWh まで	25.80 円	~200kWh まで	23.06 円
	300kWh 超過	29.29 円	~300kWh まで	25.92 円
	-		300kWh 超過	28.52 円

■堺シュライクス電気 B (関西)

区分		参考 従量電灯 B	堺シュライクス電気
基本料金	1 契約 1 キロボルトアンペアにつき	396.0 円	396.0 円
電力量 料金 (1kWh)	最初の 120kWh まで	17.92 円	17.92 円
	120 k Wh~300kWh まで	21.21 円	21.21 円
	300kWh 超過	24.21 円	22.61 円

* 上記の料金単価は、消費税 10%を含んでおります。

販売：リエゾンエナジー

会社：昭和商事株式会社 電力事業部

住所：東京都目黒区上目黒 3-6-18 TYビル

受付：0120-916-948 TEL：03-6303-4560 (代表) FAX：03-5721-5580

Mail：info@liaisonenergy.jp

個人情報の取り扱いについて

当社は、販売活動を通じて得たお客様の個人情報を最重要資産の一つとして認識すると共に、以下の方針に基づき個人情報の適切な取り扱いと保護に努めることを宣言いたします。

個人情報保護に関する法令および規律の遵守

個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

個人情報の取得

個人情報の取得に際しては、利用目的を明確化するよう努力し、適法かつ公正な手段により行います。

個人情報の利用

取得した個人情報は、取得の際に示した利用目的もしくは、それと合理的な関連性のある範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

個人情報の共同利用

個人情報を第三者との間で共同利用し、または、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、共同利用の相手方および第三者に対し、個人情報の適正な利用を実施するための監督を行います。

※小売電気事業における共同利用に関しては本ページの「共同利用プライバシーポリシー」に記載

個人情報の第三者提供

法令に定める場合、本サイトの運営委託会社を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

個人情報の管理

個人情報の正確性および最新性を保つよう努力し、適正な取り扱いと管理を実施するための体制を構築するとともに個人情報の紛失、改ざん、漏洩などを防止するため、必要かつ適正な情報セキュリティ対策を実施します。

個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去などの要求がある場合には、本人からの要求であることが確認できた場合に限り、法令に従って対応します。

クッキー情報等について

株式会社リエゾンエナジーでは、Googleをはじめとする第三者から配信される広告が掲載される場合があり、これに関連して、当該第三者が、tsunagu-denki.com を訪問したユーザーのクッキー情報等を取得し、利用している場合があります。

当該第三者によって取得されたクッキー情報等は、当該第三者のプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

ユーザーは、当該第三者のウェブサイト内に設けられたオプトアウトページにアクセスして、当該第三者によるクッキー情報等の広告配信への利用を停止することができます。

クッキーとは、ウェブページを利用したときに、ブラウザとサーバーとの間で送受信した利用履歴や入力内容などを、お客様のコンピュータにファイルとして保存しておく仕組みです。

次回、同じページにアクセスすると、クッキーの情報を使って、ページの運営者はお客様ごとに表示を変えたりすることができます。お客様がブラウザの設定でクッキーの送受信を許可している場合、ウェブサイトは、ユーザーのブラウザからクッキーを取得できます。

なお、お客様のブラウザは、プライバシー保護のため、そのウェブサイトのサーバーが送受信したクッキーのみを送信します。

お客様は、クッキーの送受信に関する設定を「すべてのクッキーを許可する」、「すべてのクッキーを拒否する」、「クッキーを受信したらユーザーに通知する」などから選択できます。

設定方法は、ブラウザにより異なります。クッキーに関する設定方法は、お使いのブラウザの「ヘルプ」メニューでご確認ください。

すべてのクッキーを拒否する設定を選択されますと、認証が必要なサービスを受けられなくなる等、インターネット上の各種サービスの利用上、制約を受ける場合がありますのでご注意ください。

共用利用プライバシーポリシー

共同利用する者の範囲

○当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※ 1。

- ・小売電気事業者※ 2
- ・一般送配電事業者※ 3
- ・電力広域的運営推進機関
- ・株式会社 Looop
- ・需要抑制契約者※ 4
- ・株式会社つくろう堺市民球団

共同利用の目的

- ①託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
- ②小売供給契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次※ 5のため
- ③供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- ⑤ネガワット取引に関する業務遂行のため
- ⑥堺シュライクスでんき 業務遂行のため

共同利用する情報項目

- ①基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- ②供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- ③ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
- ④氏名、住所、メールアドレス、電話番号

共同利用の管理責任者

- ①基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
- ②供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者
- ③ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

※ 1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※ 2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ

（http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/）をご参照ください）。

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>）をご参照ください）。

※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約解約の申込みを行うことをいいます。